

災害時における物資供給等に関する協定書

小千谷市（以下「甲」という。）と NPO 法人 コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、市内で地震、風水害等による大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給すること及び地域住民の安全確保のため、必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請するものとする。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の規定による要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、要請後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資を甲に対して優先的に供給するよう努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙が物資の運搬に使用する車両が優先的に通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第3条の規定により、甲の要請に基づき乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲乙協議の上速やかに決定するものとする。

(費用の支払)

第9条 甲は、前条の規定により乙の請求書を受領したときは、速やかに乙に費用を支払うものとする。

(一時避難場所の提供)

第10条 甲は災害時において、「コメリホームセンター小千谷店駐車場」を地域住民の一時避難場所として使用することができるものとする。

2 甲は、乙の店舗被災復旧活動及び事業活動を妨げない範囲で使用するものとする。

3 一時避難場所の管理運営、使用期間及びその他必要事項について、甲乙協議の上定めるものとする。

(情報交換)

第11条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、平成18年11月1日から平成19年10月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも協定解除の申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年11月1日

甲 小千谷市城内2-7-5
小千谷市代表者
小千谷市長 関 広 一

乙 新潟県新潟市清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 賢 一